

契約に係る議会未提出案件について

総務部
リニア推進部

1 趣旨

令和元年7月22日に契約を締結したリニア推進部の事業に係る案件において、令和2年3月27日に行った変更契約の締結前に、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を要するところでしたが、議決を経ることなく変更契約を締結していたことが判明しました。

ついては、当該変更契約の手續の瑕疵を治癒するため、改めて令和4年第2回定例会に当該工事請負契約の変更契約を締結することについてを議案として上程し、議決を経たいので、これまでの経緯、今後の再発防止策等について報告いたします。

2 対象案件

- (1) 工事名：令和元年度 社会資本整備総合交付金事業 道路改良工事
- (2) 工事個所：市道上郷108号線他 飯田市上郷飯沼
- (3) 当初契約及び変更契約の状況

	契約額 (変更契約額)	変更後の 契約額	契約日	工期
当初	123,497,000円	—	R1.7.22	R1.7.22～R2.3.27
第1回変更	27,214,000円	150,711,000円	R2.3.27	R1.7.22～R2.9.30
第2回変更	内容・工期変更	150,711,000円	R2.9.23	R1.7.22～R3.3.19
第3回変更	内容変更	150,711,000円	R3.3.5	R1.7.22～R3.3.19

※繰越明許（R1→R2）101,321,000円

- (4) 請負業者：北沢・長豊・嘉山特定建設工事共同企業体
- (5) 入札方法：総合評価落札方式の一般競争入札
- (6) 工事個所図面



(7) 第1回変更の概要

ア 変更による増額の内訳

・道路土工 掘削量の増	2,135,000円
・道路土工 埋戻量の増	4,114,000円
・道路土工 残土処分の増	13,157,000円
・第2工区排水構造物施工の増	8,746,000円
・その他各種数量変更の減	△938,000円
・変更増減額計	27,214,000円

イ 変更の理由

- ・道路改良のため掘削を行ったところ、既設道路の路床部分が軟弱であったため、土の入れ替えを行う。
- ・当初、残土処分を喬木村で計画していたが、関係機関及び関係地区との協議により、残土の搬入が困難となったため、千代の処分地へ変更を行う。
- ・第2工区の工事について、上下水道管の施工に合わせて排水構造物を施工することにより、事業進捗を図る。

3 経緯

(1) 令和2年第1回定例会日程と変更契約手続きの流れ

期 日	議会関係の日程	変更契約に係る手続き
R 2. 3. 5	議会中日	変更契約書作成のため、出来形予想図及び数量計算書の提出を請負業者に指示
R 2. 3. 9		出来形予想図及び数量計算書を請負業者から受領
R 2. 3. 16		工事変更伺起案
R 2. 3. 19	議会閉会日	
R 2. 3. 27		工事変更伺決裁完了、請負業者へ変更通知送付

令和2年3月9日に、変更設計書を作成するための出来形予想図及び数量計算書を請負業者から受領しており、その後3月16日の起案までの間に変更後の契約額が150,000千円以上となることが判明しましたので、設計に要する時間を考慮しても、当該変更契約は、閉会日（令和2年3月19日）に上程して議決を求めることが可能な案件でしたが、議決を経ることなく変更契約を締結したものです。

(2) 遺漏が発覚した経緯

令和4年第1回定例会における代表監査委員の令和3年度定期監査報告において、契約締結や負担金補助及び交付金の交付決定が済んでいるにも関わらず、支出負担行為がなされていない事例が、前年度から改善されておらず、同様の指摘をした事例があった旨の報告がありました。

また、令和4年3月には、健康福祉部において介護保険料の賦課誤りが発覚し、過大に納付された方に対し介護保険料の返還を行った事例もありました。

このような事案を受けて、令和4年3月と4月に次の2点の総務部長通知を発出しました。

- | |
|---|
| <p>①「適正な事務の処理の遂行のための自己点検の確実な実施について（令和4年3月17日付け3飯総第623号）」・・・定期監査、決算審査等の資料作成にあたって、事前にチェックリストによる確認を行うことを義務付ける旨の通知</p> <p>②「飯田市が取り扱う事務の根拠となる法令等の確認について（令和4年4月28日付け4飯総第50号）」・・・取り扱う事務の根拠法令等の最新の条文を確認するなど、根拠法令の規定に則ったものであることを確認する旨の通知</p> |
|---|

これを受けて総務部財政課では、議会の議決が必要となるなど特に重要な事務手続について、工事書類の保存期間である10年間について遡って調査を実施したところ、今回の事案が発覚いたしました。

(3) 手続の瑕疵の原因について

この案件は、当初契約段階では150,000千円未満で議会の議決が不要で、工期中の変更によって議決が必要な契約となったもので、比較の見落としやすい事案でありましたが、主管課であるリニア整備課をはじめ、事前審査を行う財政課、会計課、最終決裁権者の理事者まで、職員誰もが議会の議決が必要な案件であることに気付かず事務手続を進めてしまいました。

また本来であれば、議会閉会日の前に仮契約書を作成し、議決を経て本契約の扱いとなるべきところでしたが、財政課においても、議決を要する案件の上程や議決の事実について、変更契約締結伺の作成段階で確認ができなかったことも要因の一つです。

したがって、今回の手続の瑕疵の原因は、職員一人ひとりの認識・知識不足及び組織的なチェック体制の不備が招いたものと認識しています。

4 今後の再発防止策

今後、同様な事案が発生しないよう、次のような対策を講じます。

(1) 職員の認識、知識不足の解消

ア 今回の事案について全職員に通知し、事態の重大性を認識させるとともに再発防止の意識を喚起します。

イ 会計事務担当者、補佐・係長級職員・管理職職員に対し、契約事務、会計事務、文書事務等の基本的な事項についての研修を、また、全職員にコンプライアンス研修を実施し、その内容を課内職員と共有します。

(2) 組織的なチェック体制の改善

ア 業務フローの見直し（別紙1）

(ア) 契約額が150,000千円以上となるものについては、伺書の作成時に「議案提出予定連絡票」を新たに作成し、財政課に提出することを義務付けます。

(イ) 財政課では、当該連絡票を基に仮契約書を作成し、業者に通知するとともに、議会への上程及び議決までの進行管理を行います。

イ 工事施工伺（変更伺含む）の様式の変更（別紙2-1、2-2）

契約額が150,000千円以上となるものについては、現行の工事施工伺を「議案提出予定連絡票」も兼ねるよう様式を改め、議会に上程する日を明記することを必須とし、記載がない場合は印刷ができないよう制御をかけるなどシステム的な対策も講じます。

5 参考（議決を要する根拠（抜粋））

(1) 地方自治法第96条第1項第5号

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000千円以上の工事又は製造の請負とする。